

東京大学未来ビジョン研究センター 学術専門職員（特定短時間有期雇用教職員） 募集要項

| | | |
|-----|----------|---|
| 1. | 職名・人数 | 学術専門職員 1名 |
| 2. | 契約期間 | 令和5年9月1日以降のできる限り早い日 ~ 令和6年3月31日 |
| 3. | 更新の有無 | 予算状況、勤務成績の評価に基づき、年度単位により更新する場合があります。ただし、更新は1回まで、在職できる期間は令和7年3月31日を超えないものとします。 |
| 4. | 試用期間 | 採用された日から14日間 |
| 5. | 就業場所 | 未来ビジョン研究センター（東京都文京区本郷7-3-1） |
| 6. | 業務内容 | (1) 「持続可能な社会生態システム研究ユニット」、その他関連研究ユニットの研究活動に係る支援業務（研究費の執行・管理・実績報告等に関する業務、契約等に関する業務、出張手続き等を含む）、研究教育環境整備業務等。 (2) センターが担当する国際シンポジウムの運営・連絡調整、資料作成、関連事務業務等。 |
| 7. | 就業日・就業時間 | 週4日程度、1日7時間程度（曜日、時間は応相談） ※時間外労働を命じることがあります。 |
| 8. | 休日 | 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） |
| 9. | 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇 等 |
| 10. | 賃金等 | 時給 2,000 円～3,000 円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する。）、通勤手当（原則として月額 55,000 円まで）、超過勤務手当 |
| 11. | 加入保険 | 文部科学省共済組合、雇用保険に加入 |
| 12. | 応募資格 | (1) 大学等の研究機関における研究活動支援業務（経理または庶務）を含む実務経験がある方 (2) 未来ビジョン研究センターの研究者（外国人を含む）、学内の関係部署、学外の関係機関・連携機関との連絡調整（外国機関を含む）を行える方 (3) 上記業務を行うための日本語及び英語運用能力のある方（TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定の受験歴がある場合は、必ず履歴書にスコア（級）および受験した年を記入すること。） (4) PC 操作（Word、Excel、PowerPoint、Zoom 等のオンライン会議システム）に堪能である方 (5) 国際研究プロジェクト等に関する業務の経験がある方、または意欲的に取り組める方 |
| 13. | 提出書類 | (1) 東京大学統一履歴書（以下 URL からダウンロードしてください。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html (2) 直近5年間に従事した実務の概要（A4判2枚以内、様式自由） |

| | | |
|-----|-------------|---|
| 14. | 提出方法 | <p>上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードしてください。</p> <p>https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/mi4hAWyJnZHHT27nYpRmFuO4udFynOxEZCsrrUtINTN8</p> <p>※ファイル名を「【学術専門職員応募】氏名（フルネーム）」としてください。</p> <p>※ファイル受領後、本学担当者より受領確認のメールをお送りします。提出後2～3営業日以内に受領確認メールが届かない場合は、以下問合せ先にご連絡ください。</p> |
| 15. | 応募締切 | 令和5年6月30日（金）必着 |
| 16. | 選考方法 | 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。 |
| 17. | 問合せ先 | <p>東京大学未来ビジョン研究センター事務局</p> <p>メール： ifi_ao[at]ifi.u-tokyo.ac.jp</p> <p>※お問合せは電子メールにてお願いいたします。メール送信時は、上記[at]を@に変換してください。</p> |
| 18. | 募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 19. | 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり) |
| 20. | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●採否の決定については個別に連絡いたします。 ●選考結果に関する事由についてはお答えできません。 ●応募書類は本選考の用途に限り使用します。個人情報等を正当な理由なく第三者に開示、譲渡及び貸与することはありません。 ●応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ●採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。 ●東京大学は男女共同参画を推進しており女性の積極的な応募を歓迎します。 |